

【様式1】重点的な取組、共通的な取組

		調達改善計画						令和4年度年度末自己評価結果(対象期間:令和4年4月1日～令和5年3月31日)									
重点的な取組	共通的な取組	取組の項目	具体的な取組内容	重点的な取組の選定理由	難易度	取組の開始年度	取組の目標 (原則、定量的に記載)		難易度	取組の開始年度	実施した取組内容	進捗度	取組の効果(どのようなことをして、どうなったか)		実施時期	実施において明らかとなった課題等	今後の計画に反映する際のポイント
							目標達成予定時期	定量的					定性的				
	○	調達改善に向けた審査・管理の充実 内閣官房等の令和2年度の競争入札における一者応札であった実績は約436件、369億円(競争入札1,038件、705億円)で全体に占める割合では、件数が約42%、金額が約52.3%を占めている。令和4年度においては、更なる一者応札改善の取組として、これまでの取組をより具体的に計画に示し、事業の品質確保に配慮しつつ実施する。 特に継続する随意契約、一者応札案件等について、契約履行後における仕様書、見積書の内容について事後検証の試行を継続して実施。調達手法、調達単位の見直しによる経費や事務負担を検証し、次年度以降の調達手法の検討に資する。	(1) 前年度一者応札であった案件については、以下の取組を実施する。 ・入札予定案件を定期的に事前公表するなど積極的な情報提供。 ・公示開始日の前倒し、公示期間の延長。 ・受注実績、資格要件についての緩和を検討。 ・入札に参入可能な事業者の事前調査。 ➡ 入札予定案件の事前公表、市場価格調査及び入札公告の期間を合わせ、原則として30日以上での公表・公告の期間を確保し、併せてメルマガによる積極的な情報発信を実施。 ・調査の実施等の履行期間を十分に取るなど仕様書を見直し。 ・過度に良質な条件、性能を求めるものとなっていないかを検証。 ・業務の効率性を損なわない範囲で発注業務の分割、新規参入者を確保。 ➡ 仕様書について、概要版の作成、レイアウトの工夫や図表の積極的な活用、記載事項の明確化など、新規参入事業者にもわかりやすいものとなるよう作成。 ・可能な限り入札説明会を開催し、事業者への内容理解の促進。 ➡ 公表後(入札公告前)の早い段階での説明会の実施を試行するなど、積極的に事業内容の理解促進のための取組を実施。	競争性の向上 透明性・公正性の確保 経済性の向上 品質の確保・向上 事業者への配慮	A	-	前年度一者応札案件(令和4年度も継続のもの)について、件数ベースで令和3年度以上の改善を目指す。重点的に取り組む案件を上半期中に数件抽出し、対策と効果を分析する取組を試行する。	R4年度	A	-	調達予定案件の定期的なホームページへの公表。本省においては、メルマガによる積極的な情報発信、地方支分部局においては、建設新聞への情報提供を実施。 可能な限り公表・公告期間を確保。(市場価格調査及び入札公告の期間を合わせ30日以上での公表、公告の期間を確保。)特に国際交流事業支援業務関係案件などについては、引き続き、原則30日以上での公表・公告期間を設定・入札説明会を開催など、業務内容の理解促進に努めた。 一方で、 ・過去実績として、同種業務のみならず類似業務も実績として評価するなど受注資格要件の緩和等 ・過去の成果物について、仕様書においてURLの明示を引き続き実施。	A	【本省】 ・令和3年度一者応札案件(4年度も継続のもの)162件のうち、48件が複数者応札に改善。(改善率29.6%) なお、令和2年度から一者応札が続いていた「視覚障害者等向け政府広報資料の点訳・点字印刷等業務」において、資格要件の緩和を実施したところ複数者応札に改善。 ※令和2年度一者応札案件(令和3年度も継続のもの)は、162件のうち46件が複数者応札に改善。(改善率28.4%) ・メルマガ登録者数は、令和5年3月末時点で1,646名となっている。(令和4年9月末現在1,664名) 【地方支分部局】 ・令和3年度一者応札案件(4年度も継続のもの)3件のうち、3件が複数者応札に改善。(改善率:100.0%) ※令和2年度一者応札案件(3年度も継続のもの)5件のうち、2件が複数者応札に改善。(改善率:40.0%)	積極的な情報発信により、参加者へのサービス向上に寄与している。	R4年度	公告期間を長期に設定する取組による改善は、ある程度は行き詰まり感が否定できない。 引き続き、入札等監視委員会や監査アドバイザーにより、入札参加資格要件や調達手法の検討を実施していく予定。	令和5年度も引き続き実施。 業務に支障のない範囲で可能な限り入札参加資格要件等の緩和を引き続き検討。また、可能な限り調達事務を前倒しし、公告期間だけでなく十分な履行期間を確保。過去の成果物などの参考資料について、引き続き、可能な限り見やすい形での提示。
			(2) 上記取組の実効性をより高め、その事前確認強化のため、以下の取組を実施する。 ➡ 事業実施決裁において、前年度一者応札であった旨及び部局における一者応札への対応事項を明記することを徹底。 ➡ 全ての入札公告実施決裁時に、前年度の入札参加資格制限、応札状況を明記し、特に前年度一者応札であった案件については、事業の品質確保に配慮しつつ入札参加資格の制限を緩和(等級、地域、品目の撤廃)。特に等級については、契約担当官等が特に必要があると認めるときは、全等級による競争とするよう検討。					A	29年度	事業実施決裁時における一者応札対応状況シートの添付。 ・入札公告実施決裁時における前年度の入札参加条件等の明記。	A	-	決裁時において、一者応札の対応策を明示しているため、前年度との差がイメージできる。	R4年度	-	令和5年度も引き続き実施。	
			(3) 上記取組に係る意識をより高めるため、第三者機関である入札等監視委員会において当該期間に審議された一者応札の調達について、複数年連続して一者応札であったものを数件抽出し議事概要等をHPへ公表。					A	元年度	公共調達の適正化に関する関係者庁連絡会議において決定された『随意契約の適正化の一層の推進について』において、第三者機関が一者応札を重点的に監視することとなっていることから、第三者機関である入札等監視委員会において当該期間に審議された一者応札の調達について、前年度においても一者応札であったものを抽出し議事概要等をHPに公表することとした。	A	-	入札等監視委員会で審議された一者応札の案件について議事概要をHPに掲載した。	R4年度	-	令和5年度も引き続き実施。	
			(4) 遺棄化学関係経費のうち、一者応札が継続している案件について 1. 仕様書の標準化 2. 入札公告期間の延長 3. 遺棄化学兵器処理事業の全体像が把握できる概要資料の配布 4. 入札日から履行開始までの期間延長の拡大 5. 仕様書上に業者間での引継ぎが行われるような記載の追加することにより、競争性を高める。 また、公募による随意契約への移行も検討し、価格交渉を行うことによる経費削減を目指す。					A	-	1. 仕様書を標準化した。 2. 14営業日であった入札公告期間を引き続き21営業日確保した。 3. 遺棄化学兵器処理事業の全体像が把握できる概要資料を配布した。 4. 3月上旬としていた入札日を2月末に早め、履行開始までの期間延長を拡大した。 5. 仕様書上に業者間での引継ぎが行われるような記載を追加した。 また、2件について公募による随意契約への移行を実施した。	A	令和3年度一者応札案件3件のうち、1件が複数者応札に改善した。 また、公募による随意契約への移行を実施した2件のうち1件について複数者の応募があり、複数者応札に改善した。	公募による随意契約への移行を実施した2件のうち、応募が1者のみであった1件については、価格交渉を実施し経費の削減を図った。	R4年度	-	令和5年度も引き続き実施。	
			(5) 防災関係経費のうち、競争入札による調達費用低減効果がより発揮されるよう十分な公告期間を確保するとともに、仕様書の業務内容の明確化や調達案件の事前公表等により競争性を高め経費の削減を目指す。また、市場価格調査を行い予定価格作成時点での経費削減も行う。 また、公募による随意契約への移行も検討し、価格交渉を行うことによる経費削減を目指す。					A	29年度	入札案件については、十分な公告期間を確保するとともに、仕様書の業務内容の明確化や調達案件の事前公表等を昨年度に引き続き実施。	A	令和3年度一者応札案件20件のうち、2件が複数者の応札に改善した。		R4年度	-	令和5年度も引き続き実施。	
			(6) 勲章製造等関係経費のうち、その大宗を占める勲章及び褒章等の製造請負契約については、予算編成過程から契約予定の相手方と価格交渉を実施することによる予算額(契約額)の調整を行い、令和4年度に購入を計画した勲章等のうち原材料費、人件費の高騰等を根拠とした単価増額の要請があった品目については交渉の結果、増額する品目数を抑え、一方では単価の減額を行った品目もあり、これに基づき調達を実施。 他の調達についても、公募案件における調達品目の一部を分割して公募を実施するなど、引き続き競争性を高める取組を実施。					A	-	勲章及び褒章等の製造請負契約については、予算編成過程における価格交渉による予算単価に基づき調達を実施。 他の調達についても、公募案件における調達品目の一部を分割して公募を実施するなど、引き続き競争性を高める取組を実施。	A	価格交渉の結果、物価高騰による一部品目の単価増は免れなかったが、在庫の適切な管理により予算の増額はせず必要数を調達できている。 公募案件は調達品目の一部を分割して公募を実施したものの、一者応募となった。	-	R4年度	褒賞品の製造は、人件費高騰、物価上昇、職人の人材不足などにより新たな参入が困難な状況になっている。	職人不足により今後必要数の調達が困難になってくる可能性が高いため、令和5年度調達においては、公募に参加し条件を満たした業者全てと契約することとした。	

【様式1】 重点的な取組、共通的な取組

調達改善計画								令和4年度年度末自己評価結果（対象期間：令和4年4月1日～令和5年3月31日）									
重点的な取組	共通的な取組	取組の項目	具体的な取組内容	重点的な取組の選定理由	難易度	取組の開始年度	取組の目標 (原則、定量的に記載)	目標達成予定時期	難易度	取組の開始年度	実施した取組内容	進捗度	取組の効果（どのようなことをして、どうなったか）		実施時期	実施において明らかとなった課題等	今後の計画に反映する際のポイント
													定量的	定性的			
	○	調達事務のデジタル化の推進	調達事務の効率化や事業者の負担軽減に資する、調達事務のデジタル化の取組を下記のとおり実施する。 入札説明会のオンライン化の推進。 電子メールによる見積書や請書等の徴取の推進。 電子調達システム（Government Electronic Procurement System: GEP S）の活用の推進。  特にGEP Sの活用について、入札への参加を原則として紙ではなくGEP Sとする。紙入札にて来訪した事業者には入札終了後にGEP Sを利用した入札手続きの説明、リーフレットの配布などを行うことで、GEP Sでの入札参加を促す。  令和4年度調達改善計画の策定要領から、「地方支分部局等における取組の推進」に代えて、「調達事務のデジタル化の推進」を共通的な取り組みとしている。	業務の効率化	A	令和4年度	本取組により調達事務の効率化や事業者の負担軽減に資する。	R4年度	A	令和4年度	入札説明会のオンライン化の推進。 電子メールによる見積書や請書等の徴取の推進。 電子調達システム（Government Electronic Procurement System: GEP S）の活用の推進。	A	-	【本省】 GEP Sの活用について、入札への参加方法は原則GEP Sとし、紙入札にて来訪した事業者には入札終了後にGEP Sを利用した入札手続きの説明、リーフレットの配布などを行うことで、GEP Sでの入札参加を促した。  【地方支分部局】 同上	R4年度	-	競争性、公正性、透明性等を確保しつつ、調達事務の効率化や事業者の負担軽減に資するため、一連の調達手続において、原則、電子調達システムを利用する。
	○	電力調達、ガス調達の改善	電力及びガスの調達について、安定供給が可能であることを前提として、また既に始まっている電力及びガスの小売全面自由化を踏まえ、それぞれの庁舎の特性や地域における供給事情を考慮した上で、更なる調達の競争性の確保に努める。 令和4年度の電力及びガスの調達にあたっては、一者応札を回避するため、入札公告の前倒し実施及び入札仕様書の記載内容に入札参加の支障となる記載の有無を確認することとし、過去に入札を辞退した事業者へのヒアリングを行うなど、入札参加機会の確保に努める。 なお、電力調達については、競争性の確保、低廉な電力価格の実現等に留意の上、関係法令との整合性を確保しつつ、再生可能エネルギー比率30%以上の調達実施に努めるとともに、異なる一般送配電事業者の供給区域にある施設を一つの契約にまとめた電力調達を実施するよう努める。	競争性の向上 透明性・公正性の確保	A	-	本取組により入札に参加しやす環境を整え、競争性の確保に努める。	R4年度	A	-	【本省】 電力・ガス供給会社へのヒアリング  【地方支分部局】 地域の実情を踏まえ、沖縄総合事務局本庁舎への電力安定供給が可能と思われる事業者へのヒアリング	A	【本省】 電力調達においては、ほとんどの一般競争入札に複数の応札者が参加し競争性は確保されている。また、異なる一般配電事業者の供給地域にある施設の契約を一つにまとめる調達も行っている。 ガス調達においては、一部の庁舎の一般競争入札に複数の応札者が参加し競争性を確保することができた。  【地方支分部局】 -	R4年度	【本省】 -  【地方支分部局】 令和4年度に契約業者以外の事業者に対し本庁舎への電力安定供給の可否についてヒアリングを行ったが、本庁舎の使用電力量が当該事業者の想定を大幅に超えるものであり電力の安定供給は行えないとの回答があった。  【地方支分部局】 地域の実情を踏まえると、現時点において、本庁舎への電力安定供給が可能と思われる事業者が既存事業者以外には見当たらない状況であるが、引き続き、一般競争入札に向けた情報収集に取り組む。	【本省】 引き続き、電力・ガス供給会社へのヒアリングや情報収集に取り組む。  【地方支分部局】 一般競争入札による調達を実施できるか継続的に検討する。	
	○	調達手法の改善（随意契約への移行）	一者応札が継続している案件の随意契約への移行等  複数にわたり同一業者による一者応札が継続し、「一者応札の事前審査・事後評価の実施・強化」(1) (2)の取組を実施したとしてもなお改善が見込めない案件については、引き続き、調達アドバイザー等の意見も踏まえ慎重に検討の上、公募に切り替え、仕様のすり合わせや価格交渉を実施。 一方、公募に切り替えた後も引き続き複数年にわたり同一業者による一者応募が継続している案件については、さらに慎重に検討の上、随意契約に切り替え、早い段階から事前・事後検証による仕様のスリム化や価格交渉を実施。 また、初年度から一者しか参加出来ないことが濃厚な案件については、公募を行い、当該要件を満たす者が複数いないことを確認した上で、随意契約とすることも検討する。 他方、随意契約へ切り替えた後一定の期間が経過した案件について、技術革新等の社会状況の変化や仕様の見直しなどにより一般競争に戻す等検討を行う。	競争性の向上 経済性の向上 品質の確保・向上 業務の効率化	A	- (右取組(試行)は29年度開始)	重点的に取り組む案件を上半期中に数件抽出し、対策と効果を分析する取組を試行する。	R4年度	A	-	【本省】 新規案件として以下の4件を公募による随意契約に切り替え調達し、価格交渉を実施。  ・中国各地域における遺棄化学兵器移動式処理事業に係る監理支援等業務 ・中国吉林省敦化市ハルバ嶺における遺棄化学兵器に係る発掘・回収事業、廃棄処理事業、危険廃棄物処理事業及び廃棄物管理事業等に関する支援等業務 ・データベース（InCites）の利用 ・新聞記事把握整理業務及びメール処理業務  【地方支分部局】 新規調達案件として以下の1件を公募による随意契約に切り替え、価格交渉を実施。  ・令和4年度基幹ネットワーク機器保守点検	A	【本省】 4件 当初提示額比471万5千円の減 ※令和3年度 2件 当初提示額比19万8千円の減  【地方支分部局】 1件 当初提示額比4万円の減 ※令和3年度 4件 当初提示額比197万円の減	【本省】 -  【地方支分部局】 -	【本省】 R4年度  【地方支分部局】 R4年度	【本省】 -  【地方支分部局】 -	【本省】 対象となる案件があれば、令和5年度も引き続き実施。  【地方支分部局】 同上
	○	価格交渉の推進	(1)「随意契約における価格交渉の推進・検討チーム」による推進  ・契約内容や価格交渉経緯を「価格交渉シート」に記録。 ・「価格交渉事例集」を作成・情報共有し、効果的な事例を活用。 ・必要に応じチーム会合を開催し、効果的な価格交渉手法を共有。 ・ノウハウの共有を図るため、マニュアルの内容の充実化を図り価格交渉手続きのルール化を進める。 ・事業実施決裁に価格交渉シートを添付し、会計課担当者が確認を行い、適宜指導等を行う。 ・価格交渉シートを見直し、交渉過程、交渉担当者、引き下げられない理由等も明示、形骸化しつつある価格交渉の実効性を高める。	競争性の向上 経済性の向上 品質の確保・向上 業務の効率化 職員の資質向上	A	-	当初提示額から前年度以上の削減を目指す。	R4年度	A	-	【本府】 ・契約内容や価格交渉経緯を「価格交渉シート」に記録。 ・随意契約案件の実施決裁時において、価格交渉の状況を明記。価格交渉シートを添付し、会計課担当者が内容の確認を行うとともに、適宜指導等を実施。 ・「価格交渉シート」を見直し、交渉過程、交渉担当者、引き下げられない理由等を明示。	A	【本省】 ・4年度において、485件の随意契約案件を対象に価格交渉や仕様書の見直しを実施。うち、216件について19億1,841万円の削減効果があった。（当初提示額の4.15%） ※3年度は、420件の随意契約案件のうち195件について、16億9,396万円の削減を実施（当初提示額の4.57%）  【地方支分部局】 ・4年度において、20件の随意契約案件を対象に価格交渉や仕様書の見直しを実施。うち、16件について1,276万円の削減効果があった。（当初提示額の9.37%） ※3年度において、23件の随意契約案件を対象に価格交渉や仕様書の見直しを実施。うち、15件について9,511万円の削減効果があった。（当初提示額の32.0%）	R4年度	【本省】 -  【地方支分部局】 -	【本省】 毎年度継続案件について、交渉自体が形骸化しつつある。  【地方支分部局】 同上	【本省】 令和5年度も引き続き実施。  【地方支分部局】 同上



【様式1】 重点的な取組、共通的な取組

調達改善計画								令和4年度年度末自己評価結果（対象期間：令和4年4月1日～令和5年3月31日）																																	
重点的な取組	共通的な取組	取組の項目	具体的な取組内容	重点的な取組の選定理由	難易度	取組の開始年度	取組の目標 (原則、定量的に記載)	難易度	取組の開始年度	実施した取組内容	進捗度	取組の効果（どのようなことをして、どうなったか）		実施時期	実施において明らかとなった課題等	今後の計画に反映する際のポイント																									
							目標達成予定時期					定量的	定性的																												
			<p>(2) 「女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する取組指針」（平成28年3月22日すべての女性が輝く社会づくり本部決定）（以下、「取組指針」）に基づき、</p> <p>①総合評価落札方式等による調達において、ワーク・ライフ・バランス等推進企業を評価項目として設定</p> <p>②調達案件や本取組の周知等により、ワーク・ライフ・バランス等推進企業の受注機会の拡大、発注候補となる機会の増大</p> <p>参考：令和3年度上半期ワーク・ライフ・バランス等推進企業評価項目の総合評価</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>10%～</th> <th>7.5%～</th> <th>5%～</th> <th>3%～</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>内閣官房</td> <td>10</td> <td>6</td> <td>50</td> <td>0</td> <td>66</td> </tr> <tr> <td>内閣府</td> <td>9</td> <td>43</td> <td>139</td> <td>2</td> <td>193</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>19</td> <td>49</td> <td>189</td> <td>2</td> <td>259</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 「取組指針」施行以降に手続きを開始した案件で、デザイン作成に関する調達を除き、全ての調達において設定</p>		10%～	7.5%～	5%～	3%～	計	内閣官房	10	6	50	0	66	内閣府	9	43	139	2	193	計	19	49	189	2	259		A	28年度	本取組によりインセンティブを得る企業のポジティブ・アクション等を積極的に推進。		A	28年度	総合評価落札方式及び企画競争における評価項目に、ワーク・ライフ・バランス等推進企業を評価の対象とした調達を実施。	A	-	インセンティブを得る企業のポジティブ・アクション等の推進に寄与したものと考えられる。	R4年度	-	実施率100%で推移していることから、今年度限りの取組みとする。
	10%～	7.5%～	5%～	3%～	計																																				
内閣官房	10	6	50	0	66																																				
内閣府	9	43	139	2	193																																				
計	19	49	189	2	259																																				
			<p>(3) マイナンバーカードの普及とマイナンバーの活用に関する方針（令和元年6月4日デジタル・ガバメント閣僚会議決定）に基づき、情報システムに係る調達等のうち総合評価落札方式等による調達において、マイナンバーカードの利用に係る認定事業者や電子入札事業者を評価項目として設定。</p> <p>※本取組は、令和2年4月1日から令和5年3月31日までの期間で実施する。</p>		A	令和2年度	本取組により、入札参加の促進による競争環境の活性化、情報システム等の品質の確保・向上に努める。		A	R2年度	総合評価落札方式及び企画競争における評価項目に、マイナンバーカードの利用に係る認定事業者や電子入札事業者を評価の対象とした調達を実施。	A	-	-	R4年度	-	総合評価落札方式等においては、原則、評価項目としていることから、今年度限りの取組みとする。																								

【様式2】その他の取組

調達改善計画		令和4年度年度末自己評価結果（対象期間：令和4年4月1日～令和5年3月31日）		
具体的な取組内容	新規継続区分	特に効果があったと判断した取組	取組の効果 （どのようなことをして、どうなったか）	
			定量的	定性的
<p>システム関係経費</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>デジタル統括アドバイザーの助言を含め、仕様の適正化や経費内容の精査。</li> <li>国庫債務負担行為での複数年契約の実施。</li> <li>運用保守業務など、履行後払いから月払いに変更し、中小企業の参入や入札参加者の増加を目指す。</li> </ul> <p>➡ 引き続き「システム関係」の調達における経費の適正化を目指す。</p>	継続	<p>【本省】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○デジタル統括アドバイザー（旧CIO補佐官）の助言を含め、仕様の適正化や経費内容の精査。</li> <li>○国庫債務負担行為での複数年契約の実施。</li> <li>○運用保守業務など、履行後払いから月払いに変更。</li> </ul> <p>【地方支分部局】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○本府PMO（府内全体管理組織）の助言を含め、仕様の適正化や経費内容の精査。</li> <li>○国庫債務負担行為での複数年契約の実施。</li> </ul>	<p>【本省】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○システム関係の案件について、デジタル統括アドバイザー（旧CIO補佐官）による仕様書や事前見積もり等のチェックが済んでいることを確認した上で実施した。</li> <li>○以下、9件について国庫債務負担行為での複数年契約を実施した。 （内閣府） <ul style="list-style-type: none"> <li>・内閣府本府共通Webシステム等における賃貸借及び設計・構築並びに運用・保守等</li> <li>・次期迎賓館参観システムに係るクラウド基盤の構築及び運用等業務</li> <li>・沖縄戦関係資料閲覧室画像管理システム機器の賃貸借、システム移行・構築及び業務・運用支援等一式</li> <li>・令和4年度勤務時間管理システムの運用・保守等業務</li> <li>・「景気ウォッチャー調査webシステム」の運用業務</li> <li>・内閣府LAN（共通システム）におけるサーバ・端末等の賃貸借及び設計・構築並びに運用・保守等（運用期間1年延長）※内閣官房も含めた3者間契約。</li> <li>・土地等利用状況管理システムの改修に係る設計・開発業務及び運用・保守業務等</li> <li>・迎賓館一般公開申込システム移行及び運用業務</li> <li>・令和5年春の叙勲等の候補者の入力及び受章者名簿データ等の作成業務</li> </ul> </li> <li>○以下、1件について運用保守業務など、履行後払いから月払いに変更を実施した。 （内閣府） <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和4年度日本政府公式英文ウェブサイト（JapanGovウェブサイト）の運用管理・保守、更新等業務</li> </ul> </li> </ul> <p>【地方支分部局】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○システム関係の案件について、本府PMOによるレビューが済んでいることを確認した上で実施した。</li> <li>○以下、5件について国庫債務負担行為での複数年契約を実施した。 ・令和4年度沖縄総合事務局情報共有システムの更改・保守業務一式</li> <li>・令和4年度沖縄総合事務局ウェブサイトシステムのバージョンアップ等に係る業務一式</li> <li>・令和4年度沖縄総合事務局行政情報ネットワークシステムに係るインターネット接続の調達</li> <li>・海技資格制度事務処理システムの機器賃貸借及び保守並びにシステム移行作業等</li> <li>・令和4年度沖縄総合事務局電話システムの更改及び賃貸借・保守</li> </ul>	<p>【本省】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○システムの専門的な立場から、仕様書や見積もり等の精査をする手続きを踏むことで、調達の適正化が図られた。</li> <li>○国庫債務負担行為での複数年契約の実施による予算の平準化や、調達に係る事務の軽減が図られた。</li> </ul> <p>【地方支分部局】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○システムの専門的な立場から、仕様書や見積り等の精査をする手続きを踏むことで、調達の適正化が図られた。</li> <li>○国庫債務負担行為での複数年契約の実施による予算の平準化や、調達に係る事務の軽減が図られた。</li> </ul>
<p>庁費類（汎用的な物品・役務）の調達</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>汎用的な消耗品（OA消耗品、コピー用紙等）の調達や役務契約（速記、荷物の配送等）を対象に、引き続き幹事官庁として共同調達を実施。</li> <li>特に消耗品の調達については、実施品目の拡大、規格の調整、納入予定回数の明記、納入箇所数の集約など、引き続き更なる仕様の見直しを実施。</li> <li>共同調達による入札参加者の動向や競争性を検証し、スケールメリット効果の低いと考えられる事案については、実施方法の見直しを検討。</li> <li>インターネット等を通じ、市場価格との比較をすることで、高額な調達とならないよう努める。</li> </ul> <p>➡ 参加官庁の調達事務を大幅に軽減し、スケールメリットを活用。</p>	継続	<p>【本省】</p> <p>共同調達の実施。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 荷物等の配送業務（内閣官房、内閣法制局、内閣府本府、宮内庁、個人情報保護委員会、消費者庁、復興庁）</li> <li>② 会議等の速記業務（内閣官房、内閣府本府、個人情報保護委員会、消費者庁、復興庁）</li> <li>③ コピー用紙の購入（内閣官房、内閣法制局、内閣府本府、宮内庁、個人情報保護委員会、消費者庁、復興庁）</li> <li>④ 文房具等の購入（内閣官房、内閣法制局、内閣府本府、宮内庁、個人情報保護委員会、消費者庁、復興庁）</li> <li>⑤ プリンタ用及びFAX用トナー等の購入（内閣官房、内閣法制局、内閣府本府、宮内庁、個人情報保護委員会、消費者庁、復興庁）</li> <li>⑥ いす用リース等のクリーニング業務（内閣官房、内閣府本府、消費者庁、復興庁）</li> <li>⑦ ガソリン及び軽油の購入（内閣官房、内閣法制局、内閣府本府、個人情報保護委員会、消費者庁）</li> <li>⑧ 一般的健康診断（内閣官房、内閣法制局、内閣府本府、個人情報保護委員会、カジノ管理委員会、消費者庁、復興庁）</li> <li>⑨ 婦人科健康診断（内閣官房、内閣法制局、内閣府本府）</li> <li>⑩ 電動アシスト付自転車の賃貸借業務（内閣官房、内閣府本府、消費者庁、復興庁）</li> <li>⑪ トイレトペーパーの購入（内閣官房、内閣府本府、宮内庁）</li> <li>⑫ 六法全書の購入（内閣官房、内閣法制局、人事院、内閣府本府、個人情報保護委員会、消費者庁、復興庁、環境省）</li> <li>⑬ ストレスチェック制度の実施支援業務（内閣官房、内閣法制局、内閣府本府、個人情報保護委員会、カジノ管理委員会、消費者庁、復興庁）</li> <li>⑭ 保存食等の購入（内閣官房、内閣法制局、内閣府本府、宮内庁、個人情報保護委員会、消費者庁、復興庁）</li> </ol>	<p>【本省】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○令和4年度も引き続き、多くの調達分野において幹事官庁による共同調達を実施して、事務の平準化を図りつつ、効率的な調達に努めた。</li> </ul>	<p>【本省】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>現状の共同調達の枠組みによる発注単位の継続には、これ以上のスケールメリットの効果は期待薄であることから、個別に調達した方が結果的に安価になるという可能性の有無について検証が必要な時期が来ている点も否定できない。</li> <li>しかしながら、幹事官庁（官署）の調達事務の負担が増える一方で、複数の参加省庁（官署）の調達事務の軽減が図られることから、行政コストの削減という面から継続するメリットはあると言える。</li> </ul>
		<p>【地方支分部局】</p> <p>共同調達の実施。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①コピー用紙の購入（単備契約）</li> <li>②事務用消耗品の購入（単備契約）</li> <li>③貨物運送業務（単備契約）</li> </ol> <p>※参加官署（沖縄総合事務局開発建設部他7出先事務所、沖縄行政評価事務所、那覇産業保安監督事務所、沖縄総合通信事務所、外務省沖縄事務所、那覇自然環境事務所、那覇植物防疫事務所、九州厚生局沖縄分室）</p> <p>※前年度まで共同調達を実施していたトナーカートリッジの購入（単備契約）について、当局においてはプリンタを廃止し、複合機へ機能統合した（R4.2）ことにより、トナー調達が不要となったため、令和4年度よりトナー共同調達は実施していない。</p>	<p>【地方支分部局】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①コピー用紙(03'→04') 対前年度(R3年度)と同品目(3品目)において全3品目が単価引き下げ。</li> <li>②事務用消耗品(03'→04') 対前年度(R3年度)と同品目(211品目)において75品目が単価引き下げ。</li> <li>③貨物運送業務(03'→04') 対前年度(R3年度)と同品目(54品目)において2品目が単価引き下げ。</li> </ol>	<p>【地方支分部局】</p> <p>参加官署の調達事務負担を軽減。</p>

具体的な取組内容	新規継続区分	特に効果があったと判断した取組	取組の効果 (どのようなことをして、どうなったか)	
			定量的	定性的
<p>調達等の専門家の養成・外部専門家の活用</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・情報システムなど専門的な仕様書や予定価格の作成等における外部専門家を活用、職員のスキルアップを図る。</li> <li>・復興庁、消費者庁の担当者も対象とした会計実務研修について、引き続き調達アドバイザーの講演や弁護士による法曹視点から見た国の調達における課題の講演等により、更なる職員の価格交渉や契約事務のスキルアップを図る。</li> <li>・民間企業等の調達手法を参考に、経費が削減できるような調達手法を研究し、活用できるよう検討する。</li> </ul> <p>➡ 調達経費の削減及び調達担当者の能力向上。</p> <p>・特殊かつ専門性が高い2経費（宇宙関係経費、遺棄化学関係経費）にかかる個々の契約案件については、専門性が高い仕様となっているため、引き続き民間コンサルティング会社等の履行監理等により経費の削減を目指す。</p>	継続	民間コンサルティング会社等の専門的知見を活用した履行管理により、経費の削減を目指した。	<p>【遺棄】</p> <p>随意契約案件4件について、価格交渉を行う際に、民間コンサルティング会社の知見を活用し助言を得るなどして、当初見積額に比べ約3億5,221万円の削減を図ることができた。</p>	<p>【衛星センター】</p> <p>民間コンサルティング会社等の専門的知見を製造や試験の適切な管理に反映することができた。</p>
<p>カード決済</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・既に水道料金について実施しているカード決済について、他の光熱費についても契約事業者と協議し、支払い事務の簡素化を推進する。</li> </ul> <p>➡ 光熱費支払いの事務負担を軽減。</p>	継続	電気・ガス料金支払い時におけるカード決済の利用についての検討。	電気・ガス料金の支払いについては、業者側の都合により現金または口座振替による支払いに限って認められているところであり、カード決済による支払いは認められていない。	請求された電気・ガス料金については、庁舎内で電気・ガスを使用した食堂などの出店業者、自動販売機設置業者等にも使用分の負担を当然ながら求めており、業者負担額の算出を会計課で行った後、国使用分は小切手の振出、業者利用分は各業者から現金で集金した上で、小切手・現金の合算により銀行窓口において電気・ガス事業者へ支払いを行う必要があるなどの特殊事情が存在し、小切手の利用にも一定の合理性が存在する。
<p>旅費の効率化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・割引制度や出張バック商品等を最大限活用。</li> <li>・S E A B I S（旅費及び謝金・諸手当システム）の利用促進。</li> <li>・アウトソーシングを継続して実施（28年度に対象部局を概ね全部局に拡大、これを継続する）。</li> <li>・「旅費業務の効率化に向けた改善計画」（平成28年7月29日旅費・会計等業務効率化推進会議決定）に基づき、担当者への指導を行うほか、請求時の添付書類の簡略化等の措置を行い出張者への旅費支払いの早期化を図るとともに、担当職員が使用する手引書の改訂及び周知を行う。</li> </ul> <p>➡ 出張者のチケット手配の事務負担の軽減及び大口割引の適用により旅費を削減。</p>	継続	アウトソーシングを継続して実施（28年度に対象部局を概ね全部局に拡大、継続している）。割引制度や出張バック商品等を最大限活用。	出張の回数・行程により削減される旅費の金額が変動するため、定量的な効果の算定はできない。	旅券手配等のアウトソーシング実施により、出張者のチケット手配の事務負担の軽減及び大口割引（最大5%）の適用による旅費の削減することができた。
<p>適正な物品管理</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・備品、消耗品の更なる適正な在庫管理、効率的な配置等を行うことにより、新規調達物品を縮減する。</li> </ul> <p>➡ 物品調達経費の適正化。</p>	継続	備品、消耗品の在庫管理を徹底し、部局間等において効率的な配置等を行うことにより、新規調達物品を縮減。	<p>【本省】</p> <p>部局間供用換え・物品管理官在庫からの引き渡し。  ・備品：36回（128個）、内閣官房19回（93個）  ・回数券：内閣官房2回（33点）、内閣府2回（60点）</p> <p>【地方支分部局】</p> <p>物品管理官在庫からの引き渡し。  ・備品：1回（1個）</p>	-
<p>業務効率化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・調達等の事前手続きにおける電子決裁の推進、決裁ルートの見直し、一部決裁の会計課合議の省略、S E A B I S（旅費及び謝金・諸手当システム）の利用促進、内部管理業務の一部の事務を会計課に集約するなど、更なる業務の簡素合理化を検討する。</li> <li>・会計事務に係る手引きの整備、共有を図り、職員の資質向上を図る。</li> <li>・仕様書で定める共通的な項目（個人情報取扱特記事項、障害を理由とする差別解消の推進に関する対応要領等）について、様式の統一化を図る。</li> </ul>	継続	<ul style="list-style-type: none"> <li>・タクシーチケットの共通化</li> <li>・会場候補の情報共有</li> <li>・随契審査委員会における対応</li> <li>・会計事務に係る手引きの整備</li> <li>・仕様書様式の統一化</li> </ul>	-	<ul style="list-style-type: none"> <li>・これまで契約相手ごとのタクシーチケットを利用していたところ、平成30年度から全社共通のタクシーチケットを導入したことにより、利用者の利便性向上や、タクシーチケットの管理事務の効率化が図られた。</li> <li>・部局より依頼のあった場合は個別に対応している。</li> <li>・随意契約審査委員会において、定型的な案件の一部を持ち回りにて開催する等により、事務手続きの一部簡略化を図った。</li> <li>・令和5年度も引き続き最新の情報の共有に努める。</li> <li>・担当内で情報共有するとともに、大幅な変更を伴う場合においては、全部局に周知を行っている。</li> </ul>

外部有識者からの意見聴取の実施状況  
(対象期間: 令和4年4月1日～令和5年3月31日)

外部有識者の氏名・役職【上妻 毅 監査アドバイザー】 意見聴取日【令和5年6月15日(木)】

意見聴取事項	意見等	意見等への対応
○ 令和4年度に実施した取組とともに、自己評価全般について	<p>一者応札の改善については適切な対策が講じられ、それに見合った成果が見られる。また、随意契約への移行は現実的対策として有効と考えられる。 引き続き、個別案件に則した対策や一者応札案件に共通する要因等を踏まえた改善策を講じていくことが望まれる。</p> <p>分割発注の導入によって果たして適切な競争性の確保や事業者の参入・受注機会の拡大が図れるのか、疑問を感じる。分割発注により事務負担が増大するデメリット、他方、一括発注による業務の効率化や支出削減等のメリットもある。事業・業務の特性等に応じた方式を柔軟に取り入れる必要がある。</p> <p>総合評価落札方式の趣旨及びメリットは「品質の確保・向上」にあると考える。価格点割合の引き上げ等により、品質重視のための具体策が最低価格落札方式に接近することとなり、品質の確保にそぐわないケールの発生も懸念される。取り組みの妥当性に疑問を感じる。</p>	<p>令和5年度においても一者応札の対策を講じるとともに、改善が見込めないと考えられる案件は公募による随意契約に移行し、価格交渉による歳出削減を行うこととしたい。</p> <p>いただいたアドバイスを基に、事務負担も考慮した調達方法により、発注を行うこととしたい。</p> <p>技術点の評価において、企業の取り組みを評価する項目が増えてきており、価格点を引き上げることにより提案の評価がより難しくなっているところ。ご指摘を踏まえ、総合評価落札方式の趣旨等に沿った調達を行うこととしたい。</p>

外部有識者の氏名・役職【デジタル統括アドバイザー 宮沢 修二、情報化参与 佐藤國夫】 意見聴取日【令和5年6月19日(月)、6月14日(水)】

意見聴取事項	意見等	意見等への対応
○ 令和4年度に実施した取組と自己評価について(システム関係)	<p>一者応札に対応する取り組みが効果を見せていることについては評価でき、引き続き効果のあった対応を継続することが必要。</p>	<p>令和5年度においても一者応札の対策を講じることとする。</p>
	<p>・一者応札回避に向けて 継続案件について、契約終了時に別業者にバトンタッチするための引継書を作成することと、情報システムの内容についての説明会開催または資料閲覧を行うことを仕様書に盛り込むようにアドバイスを行った。 既存業者の継続が前提ではないことを明らかにし、新規参入業者にとっては、システム内容への理解を深め、引き継ぎへのハードルを下げる効果があると期待できる。</p> <p>・適正な調達に向けて 仕様書の記載項目に統一感を持たせるために、「デジタル・ガバメント推進標準ガイドライン」や「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準」を参考として必要事項を記載するようにアドバイスを行った。 例えば、委託先の情報セキュリティ対策履行状況を確認するために、「情報セキュリティ対策実施報告書」の作成・提出を仕様書に盛り込むようにアドバイスした。このことで、情報セキュリティの面で統一的に委託先へ注意喚起する効果があったと期待できる。</p>	<p>仕様書の見直しを行うことで一者応札の対策を講じ競争性の確保に努めるとともに、仕様書の記載項目の統一を図り情報セキュリティ対策等を講じることとする。</p>